

東京都マンション管理計画認定促進補助金交付要綱

令和5年4月1日付5住民マ第105号

第1 目的

この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）に基づき、区市が一定の基準を満たすマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を認定するマンション管理計画認定制度（以下「認定制度」という。）の普及促進及び認定を取得したマンション（以下「認定マンション」という。）の増加のため、マンション管理適正化法第2条第8号に規定するマンション管理業者（以下「管理業者」という。）の認定制度に関する理解を促進するための取組や、管理業者が管理業務を受託しているマンションの認定申請を支援する際の事務負担の軽減に向けた取組を実施する区市に対して財政支援を行うことにより、都内分譲マンションの管理水準の向上を図るとともに、管理が良好なマンションが適正に評価される市場の形成に資することを目的とする。

第2 通則

東京都マンション管理計画認定促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、マンション管理適正化法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

第3 マンション管理計画認定促進補助

都は、予算の範囲内において、認定制度の普及促進及び認定マンションの増加を目的として、区市が次に掲げる業務を行うマンション管理士会等を活用して、別表に掲げる業務（以下「補助対象事業」という。）を行う場合に、当該区市に対して当該費用（以下「補助対象事業費」という。）の一部を補助することができる。

- 一 管理業者を対象として実施する認定制度の内容やメリット等に関する講座の開催及び相談対応
- 二 管理業務を委託しているマンションが認定取得を申請する際に生じる当該マンションにおける管理業務を受託している管理業者の事務負担を軽減するための取組

第4 額の算定

第3における補助金額は、補助対象事業費のうち区市が負担する額の2分の1以内の額とする。
ただし、当該費用に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第5 交付申請及び交付決定

- 1 区市の長は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書

(別記第2号様式)により速やかに区市の長に通知するものとする。また、当該決定に当たって知事が必要と認めるときは条件を付すものとする。

第6 申請の撤回

- 1 区市の長は、第5第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。
- 2 前項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第7 承認事項

- 1 区市の長は、補助対象事業について、第1号に該当する場合には交付決定変更申請書(別記第3号様式)により、第2号に該当する場合には中止・廃止承認申請書(別記第4号様式)により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。
 - 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項第1号の申請による変更を適當と認めるときは交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書(別記第5号様式)により当該区市の長に通知し、適當と認めない場合は交付決定を変更しないことを決定し、補助金交付決定変更不承認通知書(別記第6号様式)により当該区市の長にその旨通知するものとする。
- 3 知事は、第1項第2号の申請による中止又は廃止を適當と認めるときは、中止・廃止承認通知書(別記第7号様式)により補助事業者当該区市の長に通知し、適當と認めない場合は中止・廃止不承認通知書(別記第8号様式)により当該区市の長にその旨通知するものとする。

第8 遅延等の報告

知事は、補助対象事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難であると認められる場合は、遂行状況報告書の提出を求め、その措置について区市の長に指示するものとする。

第9 状況報告

知事は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るために必要があるときは、区市の長に対し、補助対象事業の状況について報告を求めることができる。

第10 実績報告等

区市の長は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書(別記第9号様式)を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第11 額の確定

知事は、第10の規定により区市の長が提出した実績報告書(別記第9号様式)の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及補

助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書（別記第10号様式）により速やかに区市の長に通知するものとする。

第12 請求及び交付

- 1 区市の長は、第11の規定による補助金の額の確定通知後、請求書（別記11号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金の算出内容を審査し、適當と認めるときは、速やかに区市に交付するものとする。

第13 交付決定の取消し

- 1 知事は、区市が次のいずれかに該当した場合は、総合的に勘案の上、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 交付の決定後に生じた天災地変その他の事情の変更等により、補助対象事業又は区市の長が補助の対象とする事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
 - 三 補助対象事業又は区市の長が補助の対象とする事業を中止し、又は廃止したとき。
 - 四 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 五 区市の長が補助の対象とする事業を予定期間に着手せず、又は完了しないとき。
 - 六 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - 七 補助対象費が減額となったとき。
 - 八 この要綱の規定に基づく報告等を怠り、又は知事の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第11の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14 違約加算金及び延滞金

- 1 第13の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、当該補助金の返還を命じたときは、区市は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第13第1項第2号、第4号及び第6号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。
- 2 区市に対し、補助金の返還を命じた場合において、区市がこれを納期日までに納付しなかったときは、区市は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、区市の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

4 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第15 検査、報告及び是正命令

- 1 知事は、この要綱に基づき交付された補助金の使途について、必要のあるときは、隨時検査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の検査又は報告により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業が実施されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

第16 台帳等の作成及び保存

補助金の交付を受けた区市の長は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、補助事業終了後これらを5年間保存するものとする。

第17 実施期間

区市は、補助を受けようとする年度の末日までに、補助対象事業を完了させるものとする。

第18 重複受給の禁止

区市は、都における他の要綱に基づく補助金等で対象となる事業費と補助対象事業費を重複して補助を受けてはならないものとする。

第19 その他

この要綱の実施の細目は、別に定めるところによるものとする。

附 則（令和5年4月1日付5住民マ第105号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3第1項関係）

補助対象事業	補助対象事業費
一 管理業者を対象として実施する管理計画 認定制度に関する講座の開催及び相談対応	講座の開催及び相談対応に係る経費（マンション管理士会等への委託料、マンション管理士への報償費、施設利用料、広報その他必要な経費）
二 管理業務を委託しているマンションが認定取得を申請する際に生じる当該管理業者の事務負担を軽減するための取組	認定申請に必要な添付資料の説明や収集・作成に係る経費